

## 答申

### 第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定処分（令和4年3月22日付け人第277号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

#### 1 開示請求

審査請求人は、令和4年3月14日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

〔 富山労働基準監督署から県（農林水産総合技術センター）に労働安全衛生法第45条違反による是正勧告が出されたことに対する懲戒処分の検討及び処分が分かる一切の資料 〕

#### 2 本件処分及び審査請求

##### (1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条第2項の規定により本件処分を行った。

##### ア 本件開示請求に係る対象公文書

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書は、是正勧告に対し、口頭注意や書面訓告など事実上の処分も含めた懲戒処分等を検討した文書及び実施した文書（訓告文書、懲戒処分書及び処分説明書）と判断した。

##### イ 開示をしない理由

実施機関は、対象公文書を保有していないことを理由として、本件処分を行った。

##### (2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年6月14日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び審査会での意見陳述等によれば、概ね次のとおりである。

#### 1 趣旨

請求内容に従った対象資料の未公開分の開示を求める。

#### 2 理由

労働基準監督署が違法だと現認した結果の是正勧告書が存在し、明確な法令違反の事実があるにもかかわらず、懲戒処分にかかわる一切の資料が存在しないのは到底考えられない。

また、労働安全衛生法45条違反は、令和2年8月6日に是正勧告が出され是正したにも関

わらず繰り返し行っているが、懲戒処分の検討を一切行っていないことは不自然であり、懲戒処分に関わる資料が不存在であることは考えにくい。

また、任命権者（富山県知事）が、懲戒処分の検討は必要がないと結論付けた結果、懲戒処分を検討した事実がないのか、また、同様の開示請求を行った場合に、対象となる公文書が存在するのか明確にされたい。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取によれば概ね次のとおりである。

審査請求人は、労働基準監督署から是正勧告書が出されているにもかかわらず、口頭注意や書面訓告など事実上の処分を含めた懲戒処分等を検討した文書及び実施した文書が存在しないことは不自然であると主張するが、懲戒処分等を行うかどうかは任命権者の裁量によるものであり、また、その検討方法についても特段の定めはない。よって、労働基準監督署からは是正勧告があったことをもって、懲戒処分等を検討した文書を作成、保有しているものではない。今回の事案については、懲戒処分の指針に基づく懲戒処分等に該当する案件には該当しないこと、また、知事への報告を行う案件ではないと判断し、公文書は作成していない。

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件処分の妥当性

本件審査請求については、まず、実施機関において懲戒処分等の検討が行われたか否かが問われており、検討が行われたのであれば、その検討の経緯や結果に関する公文書の有無が争点となるものである。

当審査会において、富山県経営管理部人事課（以下「人事課」という。）の職員に対し、意見聴取を行ったところ、「人事課では、令和3年4月21日付の是正勧告に関し、本件審査請求により是正勧告があった事実を把握したため、農林水産部に当該是正勧告の内容及びその後の是正対応について確認し、報告を受けた。そのうえで、今回の事案は、具体的な県民への被害や公務の支障が生じていないこと、勧告内容については速やかに対応し、改善されていることを鑑みて、懲戒処分の指針に基づく懲戒処分等に該当する案件には該当しないこと、知事への報告を行う案件ではないと判断したことから、審査請求人が開示を求める懲戒処分等の検討は行っておらず、当該判断を行った公文書は作成していない」とのことであった。この点につき、審査請求人が開示を求める資料が作成されたと認められる事情はうかがえなかった。

よって、審査請求人が開示を求める当該資料は作成されたと認められないことから、本件開示請求に係る公文書を保有していないことを理由に非開示とした実施機関の判断に不合理な点は認められない。

##### 2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、下記のとおりである。

### 別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年11月4日	実施機関から諮問書を受理
令和5年5月10日 (第190回審査会)	・諮問事案の概要説明 ・審査請求人からの意見陳述 ・実施機関からの意見聴取 ・審議
令和5年6月30日 (第191回審査会)	審議
令和5年7月3日	答申

### 富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大石 貴之	弁護士	会長職務代理
大原 弘之	弁護士	
神山 智美	富山大学経済学部教授	会 長
中村 正美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西田 隆文	富山県商工会議所連合会常任理事	